

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 年 月 日 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	
	個人番号	
	性 別	男 女
電話番号	生年月日	明・大・昭 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	
-------	--

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、寄附者のお住まいの市町村に、ふるさと納税先団体（大洗町）が寄附者に代わって控除申請を行う仕組みのことで、

以下の条件に当てはまる方は、ぜひご活用ください。

■ 特例制度対象者（以下のどちらの条件にも該当する必要があります）

- 確定申告をする必要のない給与所得者等の方。

- 本申請をする団体数が5団体以下の方。
（ひとつの地方団体に複数回寄附し、その都度申請を行った場合は、1団体として扱われます。）

■ 税額控除の内容

寄附した翌年の住民税が減額されます。

■ 申請方法

1. 以下の必要書類をご用意ください。②と③は下表をご参考ください。

- ① 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
- ② 個人番号が分かる書類の写し
- ③ 身元確認ができる書類の写し（顔写真付き。顔写真がなければ2つ以上）

写しの書類はそれぞれ、個人番号、氏名、住所、性別、生年月日が分かるように、明瞭に複写したものをご用意ください。住所が変更されている場合は、それが分かる書類も添付してください。

	「個人番号カード」を持っている人	「通知カード」を持っている人	「個人番号カード」「通知カード」のどちらもない人
個人番号確認の書類	個人番号カードの裏のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された住民票のコピー
身元確認の書類	個人番号カードの表のコピー	<ul style="list-style-type: none">・運転免許証・運転経歴証明書・旅券（パスポート）・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none">・運転免許証・運転経歴証明書・旅券（パスポート）・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書

2. 書類の郵送

書類は、下記の宛先まで郵送してください。期日までに届かないものは処理できませんので、ご注意ください。

〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275
大洗町まちづくり推進課 地域振興係
寄附を行った翌年の1月10日まで（必着）

3. 受付書の返送

大洗町で申請書を受け付けましたら、申請書下部の「寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書」を返送します。申請は、これで完了です。

※ 年末等、寄附が集中する時期には、受付・返送に一ヶ月程度お時間をいただく場合がございます。

■ 留意事項

- ・申請書は、寄附のたびに提出する必要があります。
- ・住所が異なるなど、申請書内容と添付資料内容とが照合できない場合は、申請をお受けできません。
- ・本申請の対象条件に合わない方は、いかなる場合でも、本特例制度が適用されません。その場合は、ご自身で確定申告をする必要があります。

■ 連絡事項

- ・受付書は、寄附金受領証明書とは別にお送りします。また、事務処理の都合上、返送するまでにお時間をいただく場合がございますので、ご了承ください。
- ・本申請後に申請書の記載内容に変更があった場合、**寄附を行った翌年の1月10日までに**、「申請事項変更届出書」を大洗町に提出して下さい。住所や苗字の変更が対象となります。その際かならず、新しい身元確認書類と個人番号書類を添えてご提出ください。
- ・すでにご自身で申請書を提出している場合は、改めて申請書を提出する必要はありません。
- ・本申請を取り消したい場合、取り消しのご連絡は必要ございません。本申請をしていても、確定申告をすれば確定申告が優先されます。

令和 3 年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

記入例

申請書提出日を記入してください。

令和 3 年 2 月 1 日		整理番号	000000000000									
大洗町長 殿		フリガナ	オオアライ タロウ									
住 所	〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275	氏 名	大洗 太郎									
		個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
電話番号	0 2 9 - 2 6 7 - 5 1 0 9	性 別	男									
		生年月日	昭和29年11月3日									

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

個人番号を記入してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

受領証明書の「入金日」と、その金額が入ります。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和3年1月1日	¥100,000-

当年度の確定申告及び住民税申告の提出が不要であることを確認してチェックしてください。申告をした（チェックがない）場合、当申請はなかったものとみなされます。

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出を含む。）を要しない者

ワンストップ特例申請を申請する市町村数が5団体以下であることを確認してチェックしてください。5団体を超過（チェックがない）場合、当申請はなかったものとみなされます。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和 3 年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所	<ul style="list-style-type: none"> 申請には、本申請書のほかに、身元確認ができる書類と個人番号が確認できる書類の添付が必要です。 本申請を受理後、受付書を返送いたします。 住所が添付書類と異なる場合が多ございます。照合・確認のできるように書類を揃えて申請してください。
氏 名	

整理番号：000000000000

受付団体名

大洗町